

「陽秋」

——東晋期における皇帝所生母の避諱——

織田 めぐみ

はじめに

『宋書』卷十六・礼志三に次のような記事がある。

孫盛晋春秋曰「陽秋伝云、『臣子一例也』。雖繼君位不以後尊、降
廢前敬。昔魯僖上嗣莊公、以友于長幼而升之、為逆。準之古義、
明詔是也。」
(※引用者傍点附与)

これは、太興三(三二〇)年正月に行われた、西晋の懷帝および愍帝の廟をめぐる記事の、締めくくりに引用されたものである。ここで注目すべきは、その内容ではなく、「孫盛晋春秋」と「陽春伝」という言である。

まず「孫盛晋春秋」であるが、これは『隋書』卷三十三・経籍志二・古史によると、

晋陽秋三十二卷 哀帝に託る。孫盛撰す。

とある。続いて「陽秋伝」であるが、これは『臣子一例也』から分かるように、「春秋公羊伝」僖公元年を指している。本来ならば「孫盛晋陽秋曰、『春秋伝云……』と表記せねばならないにも拘わらず、「春秋」と「陽秋」が入れ替わってしまっているのである。

何故「春秋」と「陽秋」が入れ替わってしまったのか、その原因として考えられるのが、東晋期の避諱である。

避諱とは、前近代の中国における風習のひとつであり、相手の名前を直接呼ぶことを避ける為に他の字もしくは方式でもって改めることを言う。東晋期では、「春」の字を避けるために、「陽」に改めていたのである。

およそ「春」という汎用性の高い字が避けられている為に、上記の記事以外にも、「陽」に改められている事例は散見しているが、ここで注目すべきは「春」を避けた所以である。

避諱の対象は、おおよそ皇帝もしくは父祖の名であるが、避諱の基礎的な研究として名著である陳垣の『史諱举例』卷八・第七十四・晋諱例の条によると、

然して晋時の諱制、並びに唐宋の繁に如かずも、其の特異なるは、東晋皇后の諱為りて、歴代に比して特異なる者なり。……晋の時、
後の諱は実に諱傍に列すを知るべし。⁽²⁾

とある。東晋期においては皇后も避諱の対象であり、皇后のそれが皇帝と同様、諱傍に載せられていたのである。皇后の諱が天下共通の避

けるべき字として、皇帝の諱と同様に扱われていたことは、陳氏が指摘するように、非常に特異な事例であろう。陳氏は続けて、

鄭太妃の諱に至りて、……故に凡そ春の字の地名は、悉く陽の字を以てこれに易う。富春は富陽と曰い、宜春は宜陽と曰うが如きの類は、是れなり。又、当時の儀礼の臣、春秋を引きて必ず陽秋と曰う。鄭太后伝に曰く「陽秋の義、母子貫し」、又た曰く「陽秋・二漢故事に依る」が如きは、是れなり。孫盛・檀道鸞の輩の著書も、亦た陽秋と曰う。褚裒伝に則ち曰く「季野、皮裏の陽秋有り」は、後世に至りて伝わりて美談と為す。⁽⁴⁾

とし、「春」を避ける要因が、鄭太妃、すなわち簡文宣鄭太后阿春（以下本稿では鄭氏と表記する）の諱に依拠することを指摘している。

この鄭氏の避諱の事例は『礼記』曲礼上に見る、

詩書は諱まず、文に臨みて諱まず、廟中には諱まず。夫人の諱は、君の前に質うと雖も、臣諱まざるなり。婦の諱は門より出さず。

という避諱の原則——四書五経の文言は改めない、女性の諱は公の場では避けない——を破り、儒教の經典たる『春秋』をも『陽秋』に改めてしまふ、異例の避諱であった。⁽⁵⁾

この異例の避諱の要因たる鄭氏とは、どのような人物だったのか。宋代の周密は『齊東野語』の中で、皇后の避諱を指摘する際、鄭氏の事例を前漢の呂太后、唐代の則天武后と共に挙げており、鄭氏があたかも避諱の対象者として相応しい地位と権力を握っていたかのようにしているが、管見の限りでは鄭氏が生前権力を握った様子は全く見受けられない。⁽⁶⁾

その上、鄭氏は、皇帝所生母であるものの、生前に皇后の地位にお

らず、死後に「太后」号を追号されており、「皇后」避諱の枠組みすらも逸脱している。このことは当時においても問題視されたのか、寧康年間（三七三〜三七五）には鄭氏の諱を巡り、尚書省内で議論が起こっている。

以上のように、鄭氏の避諱は、避諱研究から見ても非常に特異性に富み、東晋期の避諱を見る上で非常に示唆的な事例である。鄭氏の避諱の要因として、先行研究の多くは当該期の皇帝権力のあり方から捉えているが、その殆どが概況的な内容に留まっており、議論の余地がある。

そこで本稿では寧康年間の議論の内容、先行研究の見解を整理した上で、鄭氏の諱が避けられるに至った経緯を論考する。

第一章 「春」をめぐる議論

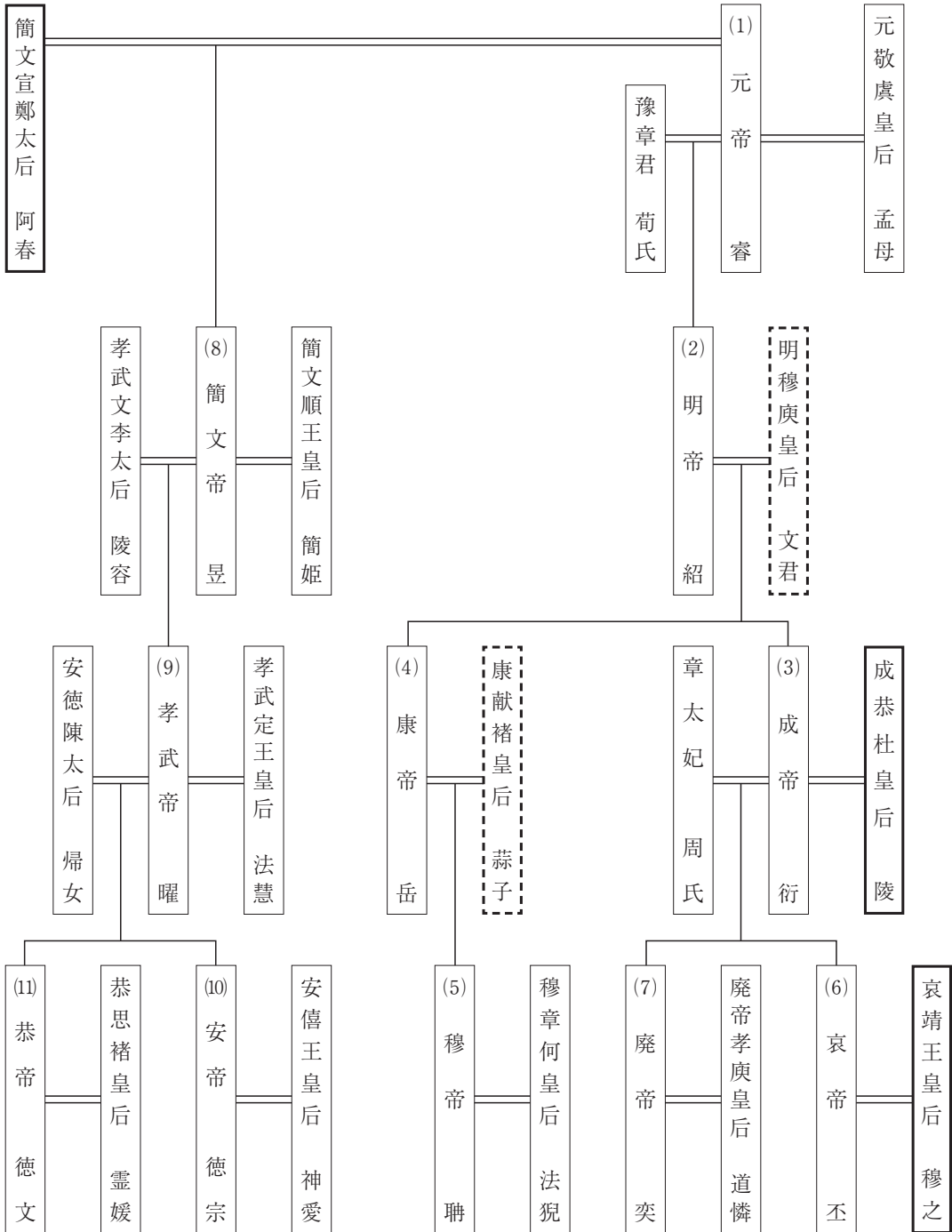
本章では寧康年間に行われた鄭氏の避諱をめぐる議論の内容を整理することで、東晋期における皇后避諱の認識と鄭氏の避諱が議論の対象となった要因を探っていく。

まずは、改めて鄭氏について見る。

簡文宣鄭太后阿春は、河南滎陽の人で、東晋第八代皇帝である簡文帝の所生母である【家系図参照】。鄭氏は寡婦であったが、元帝に見いだされ、建武元（三一七）年に琅邪王夫人となった。元帝の即位に伴い夫人となり、元帝崩御後（永昌元〔三二二〕年以後）には建平国夫人となる。咸和元（三二六）年に鄭氏が薨去すると、同年に息子である昱が会稽王に封じられたことに伴い、会稽太妃を追号される。

太元十九（三九四）年には、孫である東晋第九代皇帝・孝武帝曜によ

【家系図】 東晋皇帝家



◻は、避諱が確認出来る者。

◌◌◌は、臨朝称制者。

り、簡文宣太后に追号され、「太后」の称号を得る。鄭氏は元帝の側室として迎えられ、その尊号は三代に渡って推移しているのである。

また、はじめに指摘したように、鄭氏が権力を掌握した痕跡は見当たらない。特筆すべきは、鄭氏が夫人となった際に、元帝が太子紹（後の明帝）・東海王沖・武陵王晞に対して、鄭氏を母として事えるよう詔を発していることぐらいであろう。

このように、鄭氏は皇帝の嫡妻ではなく皇帝所生母であり、生前に政治的主導権を握った痕跡はなく、なおかつ「太后」の称号も死後およそ七十年を経て追号されたものである。

そんな政治的背景を持たない鄭氏の諱が、何故避けられるようになったのか。

避諱には、家族内でその父祖の名を避ける「家諱」と、各王朝内で皇帝やその父祖の名を避ける「国諱」の二種類ある。つまり避諱には、対象となる字を避けるべき者が、家族内で済むのか、それとも王朝全体となるのかという、範囲の違いがあるのである。そして『礼記』曲礼上に「君の所に私諱無し。」とあるように、家諱は原則として公の場に持ち込むことは規制されている。

鄭氏の諱をめぐる、寧康年間において行われた議論は、まさに「春」の字を避けるべき者の線引きを試みるものであった。

『通典』巻一〇四・礼六十四に記載の「帝所生諱議」⁽⁷⁾は、幼い孝武帝に代わり、康献褚太后（以下褚太后と表記する）による臨朝称制が行われていた時に、呉興郡の上書文に「春」の字があったため、当時「会稽太妃」であった鄭氏の諱を避けるべきか否かをめぐり、尚書省内で議論されたものである。以下、その内容を見ていく。

まず、鄭氏の諱を避けることに反対する王劭は、①諱榜に列するのは小君、つまり皇后の諱のみであること、②元帝・明帝・哀帝の所生母の諱を避けた事例はなく、諱榜にも上がっていないことをその根拠に挙げている。

対して、鄭氏の諱を避けることに賛成する戴謐は、(1)所生母の諱は、諱榜に記載されないが、門・号・県名が改名されることで、臣下に対して間接的に所生母の諱を避けることを示唆していること、(2)父が諱むものを子が諱むように、君主が諱むものは臣下も諱むべきであること、(3)「母は子を以て貴し」に明義があること、(4)臨朝している褚太后が目を通す奏書以外は、避諱すべきであるとしている。

この戴謐の意見に対して、王彪之は「凡そ訓体憲章、經典の文無き者は、則ち当に已に行われるの旧令に準ずべし。」という前提の下、以下のように反対している。まず(1)については、門・号・県名が改名されたことをもって、天下に避諱として頒下したのではないこと、(2)については、父子関係は天性のものであるが、君臣関係は異族であるから、君主の諱むものと臣下が諱むものは必ずしも同一ではないこと、(3)については、先の三帝の所生母の諱を避けた前例はなく、なおかつ今上皇帝つまりは孝武帝の所生母である李淑妃（後の孝武李太后）の諱ですら避けていないのに、なぜ敢えて祖母である鄭氏の諱だけ避けるのか、とその問題点を指摘している。その上で改めて、

明臣の諱む所の君の母妻の諱なる者は、小君の諱を諱むのみ。且つ四海の人、皆小君の臣妾にして、所生の臣妾に非ざるなり。小君の諱は、諱榜に列するを以て、故に天下、諱を同じくす。所生の諱、諱榜に列せず。故に天下、諱を同じくせず。

と指摘し、嫡妻と所生母の諱の取り扱いは同一ではないことを強調している。

ここで注目すべきは、鄭氏の諱を避けるかどうか、反対であろうと賛成であろうと、褚太后に対しては「春」の字を避けない点、所生母の諱は皇后の諱と同じでないという点で共通していることである。つまりこの時、鄭氏の諱は、あくまで簡文帝・孝武帝の家諱と考えられていたのである。その上で、鄭氏の諱を臣下が避けるべきか否か、言い換えれば避諱を實踐する対象者の線引きを行っているのである。

この議論の中では、最終的に王彪之の意見が採用され、鄭氏の諱は天下共通の避けるべき字ではないことが結論づけられた。しかしながら、実際には、鄭氏の避諱の事例はこの議論以降に散見されるようになる。

例えば地名の改名として、『宋書』卷三十五・州郡志一・揚州・呉郡に、

富陽令、漢の旧県なり。本は富春と曰う。……晋の簡文鄭太后の諱「春」、孝武改めて富陽と曰う。

とあり、また、『宋書』卷三十六・州郡志二・江州・安成に、
宜陽子相、漢の旧県なり、本は宜春と名づく。豫章に属し、晋の孝武名を改む。

とあるように、孝武帝期に「春」の字が避けられて、「陽」に改められているのである。このことから、地名を改めてしまうほどの影響力を鄭氏の諱が持っていたことが分かるが、その時期は孝武帝期であることのみで、変更された詳細な年代は不明である。

「陽秋」

しかしながら『晋書』卷八十・王羲之伝附王献之伝を見ると、謝安

薨去後（太元十（三八五）年）に出された王献之の上疏文のなかで、「陽秋尚お富む」の表現が使われている⁽⁸⁾。これは、褚太后の臨朝時に「春秋尚お富む」と表記されていたのとは対照的であり、寧康年間の議の結論とはまったく逆の現象が起こっていたことが分かる。なお、太元十（三八五）年には、鄭氏は未だ「会稽太妃」であることから、皇后の諱が避けられた所以とは違う要素が起因していると考えられる。「春秋尚お富む」と「陽秋尚お富む」、この両者の相違点は、前者は褚太后が、後者は孝武帝自身が内見しているところである。つまり、上書する相手によって書き換えられている可能性があるのだ。

以上、寧康年間に行われた議論の背景には、①褚太后が臨朝称制をしていた時期であること、②東晋期には皇后の諱が皇帝の諱とともに諱榜に挙げられ、周知されていたこと、③皇帝所生母たる鄭氏の諱は皇后避諱の枠組みから外れていたこと、④鄭氏の諱は皇帝の家諱として考えられていたことの四点が要所としてある。この四点を踏まえた上で、旧令遵守の王彪之らと、君主が諱むものは臣下も諱むべきであると考えた戴謐の意見が対立したのである。議論当時、鄭氏の諱を避ける所以を持たない褚太后が臨朝称制を行っていたこともあり、王彪之らの意見が採用されるものの、太元年間以降、鄭氏の直孫たる孝武帝が親政を行うと、鄭氏避諱の事例が散見し始める。この方針転換は突然起こったものではなく、戴謐の議に対して「衆官皆従う。」とあり、ほとんどの者が鄭氏の諱を避けるべきと考えていたことから自然に受け入れられたようである。

その後、太元十九（三九四）年には、孝武帝により、鄭太后は「簡文太后」を追号される。その際の詔において、儒教の經典たる『春

『秋』は『陽秋』に改められていたことが確認できる。⁽¹⁰⁾

以上の経緯の末に、鄭氏の諱は、他の皇后避諱と同様の扱いとみなされることになる。ここで着目すべきは、当該期において、皇后避諱は自明の理として受け入れられていることである。これは、前王朝である西晋において、

晋武太始二年、有司奏すらく、故事に皇后の諱は帝の諱と俱に下す、と。詔して曰く、「礼、内の諱は宮より出ださずも、近代これを諱むなり。下す勿れ。」と。⁽¹¹⁾

(『通典』 卷一〇四・礼六十四・内諱及不諱皇后名議)

とあるように、皇后避諱が否定されていたことは対照的な現象である。では、東晋期において、皇后避諱はどのような経緯を経て定着したのだろうか。章を改めて検討していきたい。

第二章 東晋期の皇后避諱に関する考察

本章では、東晋期の皇后避諱に対する先行研究の内容を整理していく。先行研究において、東晋期の皇后避諱が行われた背景として、当該期における皇太后の臨朝称制と家諱の流行の二点が指摘されている。また鄭氏の事例は他の皇后の事例と同様に扱われており、その扱いが妥当かどうかも併せて検討して行きたい。

第一節 臨朝称制と皇后避諱

東晋期において、臨朝称制は計四回、明穆庾皇后・康献褚皇后の二太后の下で行われている【表1参照】。その期間は、王朝の約半分を占めており、東晋期における皇太后の重要性が窺える。第一章で見

【表1】東晋代における臨朝称制

対象帝（年齢）	臨朝皇太后	期間	備考
成帝（5歳）	明穆庾皇后	326年9月～328年3月	和帝鄧太后の前例にならう
穆帝（2歳）	康献褚皇后	344年9月～357年1月	穆帝の元服を期に帰政
哀帝（20代前半）	康献褚皇后	364年3月～365年2月	哀帝が心身喪失状態だったため
孝武帝（12歳）	康献褚皇后	373年8月～376年1月	謝安の提案で三度目の摂政

【表2】東晋代における皇后避諱の実例

対象者	諱	避諱改名の事例	出典
成恭杜皇后	陵	咸康四年（338）より、宣城陵陽県を広陽県に改める	『晋』15、『宋』35
哀靖王皇后	穆之	毛穆之が皇后の諱を犯しているために、字で通した	『晋』81
簡文宣鄭太后	阿春	呉郡富春県を、富陽に改める	『宋』35
		安成宜春県を、宜陽に改める	『宋』36
		平春県を平陽に改める	『宋』36
		蕪春県を蕪陽に改める	『晋』14
		春穀県を陽穀に改める	『晋』15
		「春秋」を避けて「陽秋」とする	『晋』20、30など

※『晋』は『晋書』、『宋』は『宋書』をさす。

きたとおり、臨朝称制の際、皇帝に代わり政治を担う皇太后の目に諱が触れないようにするために、諱が避けられたことは十分に考え得る。しかしながら、管見の限り、実際に諱が避けられたことが確認できるのは、成恭杜皇后・哀靖王皇后、そして鄭氏のみであり、臨朝称制した皇太后の諱が避けられた事例は確認出来ない【表2参照】。

このことについて、王建氏は明穆庾皇后・康献褚皇后の避諱の事例がないことも踏まえつつも、

皇帝権力が脆弱であることから、権力の比重は女主に傾き、その権威は次第に周知された。このような雰囲気の下、皇后の諱は天に頒布され、臣民たちに皇后の諱を避けさせることは、比較的容易に受け入れられたことから、客観的に皇后の諱を避けるための有利な条件を与えた。⁽¹²⁾

とし、皇帝権力が脆弱であったために、逆に皇后の権力が高まった結果、皇后の諱が避けられたのだと結論づけている。⁽¹³⁾

ここで問題となるのは、王建氏が東晋期における皇后の避諱は、成恭杜皇后に始まると言及していることである。⁽¹⁴⁾ 臨朝称制していない成恭杜皇后の諱は避けられたにも拘わらず、なぜ実際に臨朝称制を行つた明穆庾皇后が避諱の対象にはならなかったのか、疑問が残る。

また、成恭杜皇后・哀靖王皇后とともに皇后在位期間が前者は六年、後者は三年と短く、皇太后にならずに薨去している。実際に成恭杜皇后の諱は咸康四（三三八）年に避けられていたことが分かる。成恭杜皇后が皇后に冊立されたのが、咸康二（三三六）年であることから、皇后在位から僅か二年の時である。また、成恭杜皇后・哀靖王皇后はともに次代の皇帝の生母ではなく、皇太后となっていない。明穆庾皇

后が皇帝の母として臨朝称制を行ったことが、ひいては皇帝の妻たる皇后の権力をも高めたとするのは、果たして妥当なのか。

そして鄭氏であるが、再三繰り返すように、鄭氏は皇帝の嫡妻ではなく、あくまでも皇帝所生母である。そのような鄭氏の事例を、他の皇后の避諱と同等に扱ってよいのだろうか。すなわち皇后避諱の所以が、皇帝権力の脆弱性から起因するならば、あくまで皇帝の家諱であった皇帝所生母の諱が、何故国諱の如き扱いを受けるのだろうか。

いずれにしても、避諱の要因を臨朝称制に求めることは決定的外れではないものの、皇帝の母たる皇太后、皇帝の妻たる皇后、そして皇帝所生母をひとまとめにして「皇后避諱」とするのは、議論の余地がある。

第二節 家諱の流行

東晋期において、例えば『世説新語』に収録されているように、家諱をめぐるエピソードが散見している。このことは、当時の人々が家諱に対して非常に大きな関心を寄せていたことの現れである。この当該期の風潮を受けて王新華氏は、皇后避諱の要因は家諱が適用される範囲が大いに広がった結果であると指摘している。⁽¹⁵⁾

家諱は本来ならば公的な場には持ち出さないことが原則であるが、当該期においてはしばしば家諱をめぐり、時に政治的配慮を行わなければならぬ事態を招いている。

例えば、王舒の事例である。王舒は東晋王朝初期に起こった蘇峻の乱の際に、同じ琅邪王氏出身である王導より外援として撫軍將軍・会稽内史を授けられるも、

舒、上疏するに父の名を以て辞す。朝議以えらく、字同じなれど音異なり、礼に嫌無しと。舒、復た音は異なれど字同じなるを陳べ、他郡に換えんことを求む。是に於いて「会」の字を改めて「郟」と為す。舒、已むを得ずして行く。⁽¹⁶⁾

〔晋書〕卷七十六・王舒伝

とあるように、父親である王会と会稽内史の「会」の字が同じであること理由に他郡に換えるように求めている。その際、朝廷側としては「会」の字であるが発音が異なることを指摘しているものの、最終的には会稽を郟稽に改め、王舒を赴任させている。⁽¹⁷⁾

太元十三（三八七）年には孔安國が侍中になった際に、黄門郎の王愉が自身の父・孔愉の諱を犯している為、連署できないとして解職を求めている。その際の議として、

有司議して云く「名は終りてこれを諱む。心同じくする所有り。名を聞き心懼くも亦た前誥に明らかなり。而れども礼に復た『君の所にては私諱無きも、大夫の所に公諱有り』と云うは、私諱無し。又云く『詩・書は諱まず、文に臨みては諱まず』と。豈に公義は私情を奪い、王制の家礼に屈するに非ざらんや。尚書安衆男・臣先表すらく、中兵曹郎・王祐の名は父の諱を犯し、職を解かんことを求む。明詔爰に発するに、曹を換うるを聴許す。蓋し是れ恩は制外に出づるのみ。而れども頃者互いに相い式を瞻て、源流既に啓らかにして、其の極むるところを知るなし。夫れ皇朝の礼大なりて、百僚職を備え、官を編して署を列ね、動もすれば相い経渉す。若し私諱を以て、人其の心を遂ぐれば、則ち官を移して職を易え、遷流すること已むなし。既に典法に違いて、政体

を虧くる有らん。請うらくは一つにこれを断ぜよ。」と。これに従う。⁽¹⁸⁾ 〔晋書〕卷二十一・礼志中

とあるように、過去にも家諱を犯すことを理由に解職を認められた事例⁽¹⁹⁾を引きつつ、認めれば国政運営の妨げになることが指摘されている。つまり、当該期において、家諱を理由とした解職・改選が決して珍しいことではなかったのである。

また、東晋中期の権臣たる桓温は父・桓彝の諱を避けるため、平夷郡を平蛮に、⁽²⁰⁾ 夫夷県を扶夷に、夷道県を西道に、⁽²¹⁾ 夷水を蛮水に改めている。⁽²²⁾ 本来ならば公の場に出てこないはずの臣下の家諱が、役職名に留まらず、ついには地名を改めるまでに至ったのである。

このような当該期における家諱の広がりについて、野田俊昭氏は、孝実践ということが口実とされる限り、士人層の要求にたいして、東晋政権の「強権的」な対応が効力をもちうるか、あるいは効力を維持しつづけるか否かは、あくまでも士人層の側の意向がそれを容認するかどうかにかかるとしたのであり、東晋の政権は士人層の意向を無視して「強権的」な対応を貫徹できるほどの「力」はもちえず、「柔軟」な対応へと回帰せざるをえなかったのである。⁽²⁴⁾

と指摘している。つまり、家諱を根拠とした解職・改選の要因は、その要求が通るほど、当時の皇帝権力の弱さにあると考えられているのである。

こうした当該期における家諱の広がりを押さえつつ、改めて鄭氏の避諱について見ていく。まずは第一章で指摘したように、鄭氏の諱は簡文帝・孝武帝の家諱として臣下に認識されていた。ここで注目すべ

きは、最も公的な立場にある皇族ひいては皇帝の家諱が公の場に持ち出されていたということである。つまり上記の家諱をめぐる解職・改選にしても、鄭氏の諱をめぐる議論にしても、その端緒は同一であると考えられる。

以上、東晋期の皇后避諱の要因として、当該期における皇太后の臨朝称制と家諱の流行を指摘する二説は、いずれも皇帝と皇太后、皇帝と士人層を対立軸に置いて議論しており、各現象の根底には、当該期における皇帝権力の脆弱性があると理解している点が共通している。

しかしながら、鄭氏の事例を考える時、その避諱の根拠は、皇帝権力の脆弱性の表れであるとする二説と、同一とは考えがたい。むしろ鄭氏の事例は皇帝の、特に孫たる孝武帝の積極的な意図が感じられる。

鄭氏が太元十九（三九四）年に皇太后を追号された際、下された詔に「朕、述べて先志に遵うに、常に心に惕う。」⁽²⁵⁾とあり、孝武帝は簡文帝の遺志を継ぎ、鄭氏の皇太后追号に至ったことが記してある。つまり鄭氏の事例には、皇帝の意志が反映していると言える。そして本来ならば諫めなければならない士人層側も、それを受け入れているのである。すなわち士人層側にも皇帝の私的な諱を認める土壌があったのだと言えよう。

皇后避諱も、家諱による解職・改選の要求も、皇帝権力を掣肘するものと理解するならば、鄭氏の避諱をどのように捉えれば良いのか。少なくとも皇帝権力の強弱によるものではないだろう。

皇后避諱にしても、家諱による解職・改選の要求にしても、そして皇帝所生母たる鄭氏の避諱にしても、それを容認したものの正体は何か。この疑問を考える上で、『晋書』卷八二・虞預伝に記載されてい

る事例は非常に興味深い。章を改めて見ていく。

第三章 皇帝所生母の避諱

王建氏は皇后避諱の要因を当該期における皇太后の権力の強さに見出すものの、臨朝称制を行った明穆庾皇后・康献褚皇后の二太后の諱が避けられた事例がないことは、前章で指摘した通りである。王建氏が二太后の事例がないことを踏まえながらも、敢えて皇太后の権力と結びつけた、その証左として引いたのが、『晋書』卷八二・虞預伝である。

虞預、字は叔寧……本の名は茂、明穆皇后の母の諱を犯し、故に改む。

とあるように、虞預は明穆庾皇后の母親の諱を避けるために、本名である「茂」を避けて「預」に改めたとある。王建氏はこの虞預の改名をもつて、明穆庾皇后の権勢を反映しているのだと指摘しているのだ。⁽²⁶⁾この虞預の改名について、聶激萌氏が、

虞預が明穆皇后の母の諱を避けて改名したことは、決して其の諱が国諱によるからではなく、私諱の原理に基づいているだけである。明穆皇后は、成帝の即位から蘇峻の乱に至るまでの期間臨朝して万機を摂していたことから、虞預が朝臣として、もし本名のままにしていたら、公務において不便だったためだ。

と指摘しているように、臨朝称制をする明穆庾皇后が内見する際に、⁽²⁷⁾明穆庾皇后の家諱を犯さないたための配慮であったと考えられる。つまり虞預の改名は、公の立場にあるべき皇太后の家諱が、公的な場で避けられていた事例と考えられる。

このような母親の諱をめぐる史料は、虞預の事例以外にも散見している。例えば、王述は、殷浩に代わり揚州刺史となった際、主簿に家諱について訊ねられ、

報えて曰く「亡き祖先君、名は海内に播き、遠近知る所なり。内の諱は門より出ださず。余に諱む所無し。」と。⁽²⁸⁾

（『晋書』卷七五・王湛伝附王述伝）と答えている。王述は、避けるべきは広く知られている亡き祖先のみであることを伝えているが、ここで敢えて内諱、つまりは婦人の諱は対象ではないことを告げているのだ。また、毛穆之は、

穆之、字は憲祖、小字は武生、名は王靖后の諱を犯す、故に字に行なうも、後に又桓温の母の名憲を以て、乃ち更めて小字を称す。⁽²⁹⁾

（『晋書』卷八一・毛宝伝附毛穆之伝）とあるように、哀靖王皇后の諱のみならず、上官であった桓温の母親の諱を避けるため、小字である武生を名乗っていたという。

この王述、毛穆之の事例から、当時の官僚間において下官が上官の家諱を避ける通例があり、その際、女性の諱も避ける対象として考慮されていたということが分る。第二章でみたように、当該期は家諱に対する関心が高い。そして家諱をもって皇帝権力の掣肘の如き要求を行った事例がある一方で、逆に、下位の者が上位の者の家諱に配慮する動きも同時に見受けられるのだ。⁽³⁰⁾つまり、権力の有無や身分の上下に関係なく、本来ならば公の場では控えるべき家諱が持ち出され、そしてその家諱の内容も、父祖のみならず母妻にまで拡大していたと考えられる。このような、社会的な「過礼」が当該期における避諱の諸事例の根底にあり、そして鄭氏の避諱につながるのではないか。

ここで改めて鄭氏の避諱の特異性を整理しよう。まず、鄭氏は皇帝の嫡妻ではなく、皇帝所生母であるという点である。そして鄭氏は皇太后に押し上げることで、鄭氏の避諱を他の皇后避諱と同質の扱い、つまり家諱から国諱に変えたのは、孫たる孝武帝であるという点である。

これまでに見てきたとおり、鄭氏避諱の事例は、息子である簡文帝期ではなく、孝武帝期に多く見られ、『春秋』を『陽秋』に変えてしまふほどの多大な影響を与えている。そして孝武帝は簡文帝の遺志を引き継ぎ、自らの所生母たる李氏ではなく、鄭氏に皇太后位を追号している。このことについて、聶激萌氏は、鄭氏の皇太后追号によって前例を作ることで、ひいては所生母たる李氏の皇太后冊立を企図したものであり、政治的・経済的な要因ではなく、あくまでも皇帝の私情が反映されたのが鄭氏避諱だとしているが、果たしてそうなのか。⁽³¹⁾

まずは当該期における所生母に関する興味深い史料を見ていこう。『晋書』卷二十・礼志中に引かれる、車胤の上言である。

而して自頃開國公侯、卿士に至るに、庶子の後と為るもの、各々私情を肆し、其の庶母に服するに、之を嫡に同じくす。此れ末俗の弊にして、情に溺れて教を傷つけ、縦にして革めざれば、則ち流遁して返するを忘る。⁽³²⁾

ここでは庶子で父の後になった者がその所生母に対して、礼の規定である緦麻三月ではなく、嫡母と同様の斉縗三年の喪に服せうする「私情」に対する弊害が指摘されている。また、車胤は「開國公侯」の具体的な人物として、宗室諸王の武陵王晞と梁王璠をあげており、両者とも嫡母に対するものと同様の斉縗三年の喪を求めると、いずれ

も時の皇帝に大功九月を許されている。この東晋期における所生母の服喪期間に関して、神矢法子氏は、降服の礼制を承認した上での一時的な過礼的意志・厳礼的意志が礼実実践の意志の表出であり、所生母に対する当人の孝心の表現であると指摘している。⁽³³⁾

このような所生母の喪に関する問題は、鄭氏にも大きく関わる問題である。咸和元（三二六）年に鄭氏が薨去した際、息子の昱は鄭氏の喪に服せうとする。

王上疏して曰く「亡母生きて臣国に臨み、没しては国第に留む、臣、出後すと雖も、亦た厭う所無ければ、則ち私情敘するを得。

昔、敬后崩じ、孝王已に出継するも、亦た還た服重す。此れ則ち明比にして、臣の憲章する所なり。」と。明穆皇后、其の志を奪わず、乃ち琅邪王を徙して会稽王と為し、后に追号して会稽太妃と曰う。簡文帝即位するに及ぶも、未だ追尊するに及ばず。崩するに臨みて、皇子道子を封じて琅邪王と為し、会稽国を領し、太妃の祠を奉ぜしむ。⁽³⁴⁾

〔晋書〕卷三十二・后妃伝下・簡文宣鄭太后

この時、昱は琅邪王家を継いでいたが、鄭氏の喪に服すため、会稽王に徙封し、鄭氏に会稽太妃を追号しているのである。会稽王家は、西晋期の琅邪王家の分家由来の王家ではない、新たな王家である。昱が再び琅邪王に封じられた際には、曜（孝武帝）が継承、昱が皇帝に即位し、曜が皇太子に立つと、末子である道子が琅邪王家を継承することともに、会稽国を領し、鄭氏の祀を奉っている。つまり、会稽王家は鄭氏を奉る為に作られたと言っても過言ではない。

ここで問題になってくるのが、孝武帝の皇位継承ルートである。東

晋期における皇位継承ルートにおいて、琅邪王家が重要な役割を果たしていたことは既に先行研究で指摘されている通りである。⁽³⁵⁾ その中で、孝武帝は唯一、会稽王家を経て、皇位に就いた皇帝である。これこそが、鄭氏の避諱の事例が直孫である孝武帝期に多数現れる所以ではなからうか。つまり、孝武帝にとって、鄭氏の地位を向上させることは、自身の皇位継承の正当性を示す上で重要な事柄だったのでないか。そもそも孝武帝の父たる簡文帝の即位は、当時の政治情勢の中で決まった、異例の即位であり、桓温が皇位を篡奪するための布石でしかなかった。その後、孝武帝が皇帝に就き、桓温が死去し、篡奪の懸念は無くなったが、次に起こったのが、康献褚皇后の異例の臨朝称制である。⁽³⁶⁾ このような経緯を経て、孝武帝は自身の基盤を築く上で、自身の皇位継承ルートである、元帝、簡文帝の正当性を示す必要があったのではないか。太元十九年の鄭氏に太后を追号した際、鄭氏の廟は太廟の西路に立てられている。これにより、鄭氏は、一皇族である会稽王家が祀る対象から逸脱したのである。

おわりに

以上、鄭氏の避諱は、当該期における社会的な「過礼」が根底にあると考えられる。しかしその「過礼」が、他の事例と異なるのは、避諱の対象が、所生母であること、そして慮る相手が対象の直孫で、皇帝位にあることである。当該期において、所生母の喪に関する事例から、当時の所生母の地位の変化を窺うことができる。そして、鄭氏の諱が他の皇后のそれと同質に見える要因となったのが、直孫たる孝武帝による太后追号である。孝武帝の鄭氏の地位向上の意図は、自身の

基盤を磐石なものにするための一つの方法であったと考えられる。

儒教の經典も改めてしまうほどの、多大な影響力を持った鄭氏の避諱は、以下の点においても他に類を見ない特異な事例である。まず、鄭氏が皇帝の嫡妻ではなく、あくまで皇帝所生母であること、そしてその避諱の広がりや鄭氏の死からおおよそ七十年後の、直孫である孝武帝期において散見されることである。この孝武帝により、鄭氏は太后に追号されるが、このことによって、あたかも他の皇后のそれと同質に扱われ、当該期における皇后と皇帝権力との関係に結びつけられ、議論されてきた。

小稿では、まず、寧康年間の鄭氏の諱を巡る議論を整理した。ここで重要になってくるのが、当時臨朝称制を行なっていた褚太后が内見するものに、鄭氏の諱を避けるべきか否か、という点である。つまり正当な皇后である褚太后が、皇帝所生母の諱を避けるべきかどうかということである。このことから、少なくとも寧康年間においては、鄭氏の諱はあくまで皇帝個人の家諱だったと考えられる。だからこそ、孝武帝が親政を行って以降、そして鄭氏が太后を追号される以前からでも、その諱が避けられるようになったのではないか。故に、鄭氏の避諱の事例は、当該期における皇后権力の向上、ひいては皇帝権力の脆弱さを示唆するものとは言い難い。鄭氏の避諱は、あくまで当該期の社会的「過礼」が根底にあると考えられる。それにも拘らず、鄭氏の避諱が他の皇后と混同されてしまったのは、孝武帝による太后追号のためである。この孝武帝による太后追号は、鄭氏の地位向上によって、自身の皇位継承の正当性を示す意図があったのではないかと考えられる。これによって、鄭氏の位が太后になったことから、あたかも

他の皇后と同質に扱われたのではないか。

この鄭氏の避諱を巡って、改めて着目すべきは当該期における所生母と子の関係ではないだろうか。当該期においては、兄弟であっても、母を同じくするかどうか重要な事柄だったことを示す史料が事例は少ないものの、見受けられる⁽³⁷⁾。この所生母との関係の変化が、鄭氏の避諱の所以と孝武帝の太后追号の一つの要因ではないか。稿を改めて見ていきたい。

註

- (1) 著者である孫盛の生没年は不明だが、『晋陽秋』が哀帝の治世で終わっていること、また別の著書が『魏氏春秋』とあることから、本来の書名は『晋春秋』であった可能性が高い。詳しくは松岡栄志「孫盛伝(晋書) ある六朝人の軌跡」(『中国の古典文学―作品選讀』、一九八一年)等を参照のこと。
- (2) 『史諱举例』卷八・第七十四・晋諱例の条
然晋時諱制、並不如唐宋之繁、其特異者、為東晋皇后諱、比歷代特異者。……可知晋時后諱、実列諱榜。
- (3) 諱榜について、『冊府元龜』卷四七一・台省部・奏議第二・注釈に「諱榜、謂朝堂置榜書。」とある。
- (4) 『史諱举例』卷八・第七十四・晋諱例の条
至鄭太妃諱、……故凡春字地名、悉以陽字易之、如富春曰富陽、宜春曰宜陽之類、是也。又當時儀禮之臣、引春秋必曰陽秋。如鄭太后伝曰「陽秋之義、母子貴」、又曰「依陽秋二漢故事」、是也。孫盛・檀道鸞輩著書、亦曰陽秋。褚裒伝則曰「季野有皮裏陽秋」、後世至伝為美談。
- (5) 『通典』卷一〇四・礼六十四・七廟諱字議によると、西晋期において、「風師」・「雨師」が、景帝(司馬師)の避諱の対象となるか、議論が行なわれており、最終的に經典遵守の方針で一致した。この事例を踏まえても、「春秋」を「陽秋」に変更したことは、異例と

言えよう。

(6) 周密『齊東野語』卷四・避諱

呂后諱雉、封禪書謂「野鷄夜雉」。武后諱嬰、以詔書為制書、鮑照為鮑昭。改懿德太子重照為重潤、劉思照為思昭。簡文鄭后諱阿春、以『春秋』為『陽秋』、富春為富陽、蕘春為蕘陽。此避后諱也。

なお、呂后の避諱については、『史記会注考証』卷二十八・封禪書に顧炎武の説が紹介されており、如淳の「野鷄」は呂后の諱である雉を避けたものだとする説が否定されている。

(7) 『通典』卷一〇四・礼六十四・帝所生諱議

又都官曹奏、以吳興郡上事有「春」字、犯会稽鄭太妃諱、下制書推之。王彪之謂「今皇太后臨朝、奏事詣太后、為故心復犯会稽太妃諱不」。都官郎傅讓・尚書王劭議、並謂不應復諱。尚書陸納等並謂故應諱。王尚書謂「朝臣所諱、君之母妻、諱者以是小君故耳。君之所生、非小君也、亦不上諱榜、非群下所應諱。且瑯琊夏侯太妃・章郡恭惠君・章皇太妃諱並不領下今天下同諱。宜更詳之。」

右承載謚議云「朝臣所諱、君之母妻、施於小君、非君之所生。所生之諱、不上諱榜、非群下所宜諱也。窃謂如此則不唯奏事太后不心諱而已、恐門号鼎名作、不宜改頒於天下。而闔朝之臣、陳事不避、悠悠人吏、犯者不問、官号觸易、余莫之諱、將於大体有不通邪。父之所諱、子無不諱、君之所諱、臣其不乎。諱施小君、誠有其文、母以子貴、亦有明義。若以事經至尊應諱、但奏御太后不諱、一朝之事、諱不並行、復是所疑。」衆官皆從尚書令王彪之議。凡訓体憲章經典無文者、則当準已行之旧令。議者所從。是右丞議也。按右丞議云「門鼎改名、既頒天下、則朝臣不得不諱」。意以為門鼎名以犯先帝所生之諱、故先帝時改之、与明穆皇后臨朝除光祿勳字義体同爾、並皆頒下者、令知官名之改、非頒下令人皆諱之也。謂上書奏事詣先帝令上書為諱耳。太后及朝臣並應諱之義。今者奏事詣太后、何諱之有、而乃称太后制書遠推之乎。議又喻以父之所諱。窃以父子天性、君臣異族、君之所諱、何必尽同。元・明・袁三帝之朝、無以所生之諱頒于天下、令人皆同諱、則臣不同子之一

隅也。明臣之所諱君之母妻諱者、諱小君之諱耳。且四海之人、皆小君之臣妾、非所生之臣妾也。以小君之諱列於諱榜、故天下同諱。所生之諱不列諱榜、故天下不同諱。於時主相賢明、朝多雋彦、今所心準、而議云「非今所議」、窃所未達。又云「母以子貴」、三帝之母、不以子貴邪。議又云「章皇太妃之喻、殆非今嫌」。既不解哀帝所生、何以独非今嫌。又今上即位、所生李淑妃諱、何以不頒下天下、与簡文皇帝順皇后諱率土同諱之乎。中興有八帝、迄今上五帝有所生、豈可四帝所生普天下不諱、而簡文帝所生独率土同諱乎。謂王尚書・傅郎議為允。」

(8) 『晋書』卷八十・王羲之伝附王献之伝

及(謝)安薨、贈礼有同異之議、惟献之・徐邈共明安之忠勲。献之乃上疏曰「故太傅臣安少振玄風、道誉洋溢。弱冠遐棲、則契齊箕皓。心運积褐、而王猷允塞。及至載宣威靈、強猾消殄。功勲既融、投鞞高讓。且服事先帝、眷隆布衣。陛下踐祚、陽秋尚富、尽心竭智以輔聖明。考其潛躍始終、事情繼絕、实大晋之偶輔、義篤於曩臣矣。伏惟陛下留心宗臣、澄神於省察。」孝武帝遂加安殊礼。

(9) 『晋書』卷三十一・后妃伝下・康献褚皇后

簡文帝即位、尊后為崇德太后。及帝崩、孝武帝幼冲、桓温又薨。羣臣啓曰「王室多故、禍艱仍臻、国憂始周、復喪元輔、天下惘然、若無攸濟。主上雖聖資奇茂、固天誕縱。而春秋尚富、如在諒闇、蒸蒸之思、未遑庶事。伏惟陛下德應坤厚、宣慈聖善、遭家多艱、臨朝親覽。光大之美、化洽在昔、謳歌流詠、播溢無外。雖有莘熙殷、姒隆周、未足以喻。是以五謀克從、人鬼同心、仰望來蘇、懸心日月。夫隨時之義、周易所尚、寧固社稷、大人之任。伏願陛下撫綏万機、釐和政道、以慰祖宗、以安兆庶。不勝憂国喁喁至誠。」

(10) 『晋書』卷三十一・后妃伝下・簡文宣鄭太后

太元十九年、孝武帝下詔曰「会稽太妃文母之德、德音有融、誕載聖明、光延于晋。先帝追尊聖善、朝議不一、道以疑屈。朕述遵先志、常惕于心。今仰奉遺旨、依陽秋・二漢孝懷皇帝故事、上太妃尊号曰簡文太后」。

- (11) 『通典』卷一〇四・礼六十四・内諱及不諱皇后名議
晋武帝泰始二年正月、有司奏、故事皇后諱与帝諱俱下。詔曰「礼内諱不出宮、而近代諱之、非也。勿下。」
- (12) 王建『中国古代避諱史』(貴州人民出版社、二〇〇二年) 七九〜八〇頁。
但是皇權暗弱、權力重心偏向女主人一辺、其權威逐漸得到認可。在這樣的寡圍之下、将皇后諱頒行天下、令臣民共避之、就比較容易得到支持、客觀上為避皇后諱提供了有利条件。
- (13) 王建『中国古代避諱史』(貴州人民出版社、二〇〇二年) 七九〜八〇頁。
- (14) 王建『中国古代避諱史』(貴州人民出版社、二〇〇二年) 七六頁。
また王新華も、同様の見解を示している。詳しくは、『避諱研究』(齊魯書社、二〇〇七年) 二六〇頁を参照。
- (15) 王新華『避諱研究』(齊魯書社、二〇〇七年) 二六一〜二六二頁。
- (16) 『晋書』卷七十六・王舒伝
時將徵蘇峻、司徒王導欲出舒為外援、乃授撫軍將軍・会稽内史、秩中二千石。舒上疏辞以父名、朝議以字同音異、於礼無嫌。舒復陳音雖異而字同、求換他郡。於是改「会」字為「鄣」。舒不得已而行。
- (17) この会稽と王会の諱をめぐる議論は、王会の孫である王允之の会稽内史就官の際にも、問題となっている。この時は、宗室諸王である譙王無忌によって、否定的な見解が示されている。詳しくは、『通典』卷一〇四・礼六十四 官位犯祖諱議を参照のこと。なお、『晋書』卷七十六・王舒伝附王允之の伝によると、王允之は衛將軍・会稽内史となるも、急死している。
- (18) 『晋書』卷二十・礼志中
太元十三年、召孔安国為侍中。安国表以黃門郎王愉名犯私諱、不得連署、求解。有司議云「名終諱之、有心所同、聞名心懼、亦明前誥。而禮復云『君所無私諱、大夫之所有公諱』、無私諱。又云『詩書不諱、臨文不諱』。豈非公義奪私情、王制屈家礼哉。尚書安衆男臣先表中兵曹郎王祐名犯父諱、求解職、明詔爰發、聽許換曹、
- (19) 蓋是恩出制外耳。而頃者互相瞻式、源流既啓、莫知其極。夫皇朝礼大、百僚備職、編官列署、動相經涉。若以私諱、人遂其心、則移官易職、遷流莫已、既違典法、有虧政体。請一斷之。」從之。
王舒の他にも、『通典』卷一〇四・礼六十四・父諱与府主名同議に、
- (20) 晋右將軍王遐司馬劉曇、父名遐、曇求解職事。博士謝詮曰「按礼、諸侯諱祖与父、大夫士并諱伯父母及姑。又父、子之所天、尊無以比、宜聽解職。」博士許幹議曰「按礼、君子不奪人親、故孝經云『資父以事君而敬同』、是以為尊長諱、為親者諱。曇自列父与將軍同名、聖朝垂恩、不許曇解、可使換官。」
とあり、府主である王遐の名が、父・劉遐の名と同じであることを理由に、解職を求め、官を換えることを認められている。
- (21) 『宋書』卷三十七・州郡三・湘州
扶原令、漢旧県、至晋曰夫夷。漢属零陵、晋属邵陵。案今云扶者、疑是避桓温諱去「夷」、「夫」不可為県名、故為「扶」云。
- (22) 『水經注』卷三十四・江水二
夷道県、漢武帝伐西南夷、路由此出、故曰夷道矣。王莽更名江南、桓温父名彝、改曰西道。
- (23) 『資治通鑑』卷二十七・唐紀四十三・胡注
夷水出自房陵県、東流注之。桓温以其父名彝、改夷水。
- (24) 野田俊昭「東晋時代における孝と行政」(九州大学東洋史論集) 三二一、二〇〇四年) 六三頁。
- (25) 『晋書』卷三十二・后妃伝下・簡文宣鄭太后
- (26) 王建『中国古代避諱史』(貴州人民出版社、二〇〇二年) 七六頁。
- (27) 聶激萌「避諱原理與政治背景・東晋鄭太妃「春」字諱考論」(『文史』第三輯、二〇一八年) 九六頁
虞預避明穆皇后母諱改名、絶不是由於其諱已成国諱、只能是基於私諱的原理。明穆皇后曾在成帝即位至蘇峻之乱期間臨朝攝万機、

而虞預為朝臣、若保持原名、於公務則多有不便。

(28) 『晋書』卷七十五・王述伝

代殷浩為揚州刺史、加征虜將軍。初至、主簿請諱。報曰「亡祖先君、名播海内、遠近所知。内諱不出門。余無所諱。」

(29) 『晋書』卷八十一・毛宝伝附毛穆之伝

穆之字憲祖、小字武生、名犯王靖后諱、故行字、後又以桓温母名憲、乃更称小字。

(30) 時代は下るが『南史』卷二十三・王誕伝附王亮伝に、

累遷晋陵太守、在職清公、有美政。時有晋陵令沈贖之性粗疏、好犯亮諱、亮不堪、遂啓代之。贖之怏怏、乃造坐云「下官以犯諱被代、未知明府諱。若為攸字、当作無骸尊傍犬。為犬傍無骸尊。若是有心攸。無心攸。乞告示。」亮不履下牀跣而走、贖之撫掌大笑而去。

とあるように、上官の諱を犯したことを理由に下官が改職された事例も存在している。また、『世説新語』文学篇第四に記載の、

庾闡始作揚都賦、道温・庾云「温挺義之標、庾作民之望。方響則金声、比德則玉亮。」庾公聞賦成、求看、兼贈眎之。闡更改「望」為「俊」、以「亮」為「潤」云。

の話は、庾亮の諱を避けて「亮」が「潤」に変更されたのではないかと指摘されている。

(31) 聶激萌「避諱原理與政治背景・東晋鄭太妃」春「字諱考論」(『文史』第三輯、二〇一八年)

(32) 『晋書』卷二十・礼志中

太元十七年、太常車胤上言「謹案喪服礼經、『庶子為母總麻三月』。伝曰、『何以總麻。以尊者為体、不敢服其私親也。』此経伝之明文、聖賢之格言。而自頃開国公侯、至于卿士、庶子為後、各肆私情、服其庶母、同之於嫡。此末俗之弊、溺情傷教。縱而不革、則流遁忘返矣。且夫尊尊親親、雖礼之大本、然厭親於尊、由来尚矣。礼記曰、『為父後、出母無服也者、不祭故也。』又、礼、天子父母之喪、未葬、越紼而祭天地社稷。斯皆崇嚴至敬、不敢以私廢尊也。今身承祖宗之重、而以庶母之私、廢烝嘗之事。五廟闕祀、由一妾

之終。求之情礼、失莫大焉。举世皆然、莫之裁貶。就心不同、而事不敢異。故正礼遂積、而習非成俗。此国風所以思古、小雅所以悲歎。当今九服漸寧、王化惟新、誠宜崇明礼訓、以一風俗。請臺

(33) 省考修經典、式明王度。」不答。

神矢法子「魏晋風俗における礼と女性―喪服礼を通して見えるもの―」(『母のための喪服―中国古代社会に見える夫権Ⅱ父権・妻Ⅱ母の地位・子の義務』一九九四年、日本図書刊行会)

(34) 『晋書』卷三十一・后妃伝下・簡文宣鄭太后

咸和元年薨、簡文帝時為琅邪王、制服重。有司以王出繼、宜降所生、国臣不能匡正、奏免国相諸葛頤。王上疏曰「亡母生臨臣国、没留国第、臣雖出後、亦無所厭、則私情得敘。昔敬后崩、孝王已出繼、亦還服重。此則明比、臣所憲章也。」明穆皇后不奪其志、乃徙琅邪王為会稽王、追号后曰会稽太妃。及簡文帝即位、未及追尊。臨崩、封皇子道子為琅邪王、領会稽国、奉太妃祠。

(35) 東晋期における皇位繼承と琅邪王家の關係について、三田辰彦「東晋琅邪王と皇位繼承」(『集刊東洋学』九六、二〇〇六年)を参照。

(36) 康献褚太后的臨朝称制の特殊性については、安田二郎「東晋の母后臨朝と謝安政權」(『六朝政治史の研究』二〇〇三年、京都大学学術出版会)を参照。

(37) 例えば、『晋書』卷七十五・王湛伝附王愷伝に、
例え、
及王恭等討国宝、愷・愉並請解職。以与国宝異生、又素不協、故得免禍。

という記事がある。ここで注目すべきは、王恭によって討たれた王国宝の罪が、王愷、愉の兄弟にまで及ぶことが検討された際、王国宝と母が異なること、また元より王国宝にしたがわなかったことから、連座を免除された点である。ここから、当該期における母と子の關係性が示唆される。

